

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関から東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部を除くこと。（本則関係）

第二 この政令は令和四年四月一日から施行すること。（附則関係）